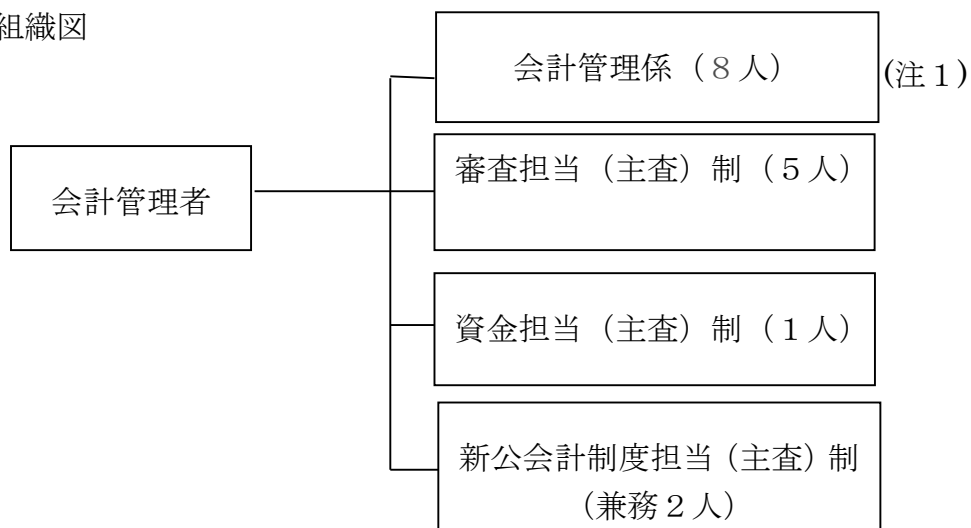


令和4年度
事務事業概要

会計管理室

1 会計管理室組織

- (1) 会計管理者の設置（地方自治法第168条）
 - ・区市町村に会計管理者一人を置く。
- (2) 出納員および会計職員（地方自治法第171条）
 - ・会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。
- (3) 組織図



(注1) 令和4年4月1日現在の職員数

2 分掌事務

- (1) 法に基づく会計管理者の事務（地方自治法第170条第2項）
 - ① 現金の出納および保管
 - ② 小切手の振り出し
 - ③ 有価証券の出納および保管
 - ④ 物品の出納および保管
 - ⑤ 現金および財産の記録管理
 - ⑥ 支出負担行為の確認
 - ⑦ 決算の調製
- (2) その他の事務
 - ① 基金に関すること
 - ② 指定金融機関に関すること
 - ③ 債権管理審議会の運営
 - ④ その他会計に関すること
 - i 債権管理に関する法律相談の実施
 - ii 事業者経営分析の実施
 - iii 金融機関調査会の運営
 - iv 新公会計制度の導入に関すること

3 係の分掌事務(会計管理室規則第4条)

- (1) 会計管理係
 - ① 室の予算、決算および会計に関すること。
 - ② 指定金融機関に関すること。
 - ③ 物品の出納および保管に関すること。
 - ④ 有価証券および担保物の出納および保管に関すること。
 - ⑤ 財産の記録管理に関すること。
 - ⑥ 用品の調達に関すること。
 - ⑦ 公共料金の管理に関すること。
 - ⑧ 収支命令の執行に関すること。
 - ⑨ 小切手に関すること。
 - ⑩ 雑部金に関すること。
 - ⑪ 決算に関すること。
 - ⑫ 室内他係に属しないこと。
- (2) 資金担当(主査)
 - ① 支払資金に関すること。
 - ② 基金に関すること。
- (3) 審査担当(主査)
 - ① 会計事務の指導に関すること。
 - ② 収支命令の審査に関すること。
- (4) 新公会計制度担当(主査)
 - ① 新公会計制度の導入に関すること。

4 金融機関の指定(地方自治法第235条第2項)

- ・区市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、公金の収納または支払の事務を取り扱わせることができる。
- ・品川区指定金融機関：(株)みずほ銀行
(平成14年4月1日告示第104号)

5 債権管理審議会

目的	第三者機関である債権管理審議会の意見を聴き、私債権等の放棄その他を適正に行うことを目的とする。
委員構成	学識経験者 4名
開催回数	1回(令和3年度)

6 債権管理に関する法律相談委託

目 的	債権管理に関する事務処理を適正・迅速に行うことを目的とする。
実施方法	電子メールによる相談および対面による相談を弁護士に委託する。
相談件数	2件（令和3年度）

7 事業者経営分析

目 的	行政サービスの安定した提供を確保することを目的とする。
実施方法	区の契約の相手方の経営状況の分析を公認会計士に委託する。
実 施 数	53回 128件（令和3年度）

8 金融機関調査会

目 的	区が保有する公金を確実かつ有利に運用するため、金融機関の安全性等の調査・研究をすることを目的とする。
委員構成	学識経験者 2名 区職員 2名
開催回数	1回（令和3年度）

9 公金の保有状況

(令和4年3月末現在) (単位:円)

	預金・債券合計	定期預金	譲渡性預金	決済用普通預金	当座預金	国債	政府保証債等
歳計現金他	35,962,189,918	0	0	35,861,000,000	1,189,918	0	100,000,000
現金	35,862,189,918	0	0	35,861,000,000	1,189,918	—	—
みずほ銀行	35,852,189,918	0	0	35,851,000,000	1,189,918	—	—
他行	10,000,000	0	0	10,000,000	0	—	—
債券	100,000,000	—	—	—	—	0	100,000,000
基金	78,881,784,482	841,353,300	0	25,988,398,172	0	5,987,663,010	46,064,370,000
現金	26,829,751,472	841,353,300	0	25,988,398,172	0	—	—
みずほ銀行	18,074,844,172	0	0	18,074,844,172	0	—	—
他行	8,754,907,300	841,353,300	0	7,913,554,000	0	—	—
債券	52,052,033,010	—	—	—	—	5,987,663,010	46,064,370,000
現金合計	62,691,941,390	841,353,300	0	61,849,398,172	1,189,918	—	—
債券合計	52,152,033,010	—	—	—	—	5,987,663,010	46,164,370,000
総合計	114,843,974,400	841,353,300	0	61,849,398,172	1,189,918	5,987,663,010	46,164,370,000

10 公金収納取扱件数の推移

(単位:件)

		29年度	30年度	元年(31年)度	2年度	3年度
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	窓口	543,783	534,977	538,832	443,470	489,429
	口座振替	544,877	604,889	637,302	502,003	499,668
	マルチペイメント	629	26,096	30,055	31,374	30,685
小計		1,089,289	1,165,962	1,206,189	976,847	1,019,782
ゆうちょ銀行	窓口	168,596	127,911	126,667	121,813	128,718
	口座振替	113,017	125,817	135,148	107,060	104,708
	郵便振替	908	850	780	1,163	717
	マルチペイメント	964	41,784	41,605	40,472	39,453
小計		283,485	296,362	304,200	270,508	273,596
コンビニ	特別区民税 軽自動車税	172,182	158,748	157,144	151,899	165,547
	国民健康保険料	185,752	164,679	153,384	146,428	141,467
	後期高齢者 医療保険料	32,636	28,621	32,364	33,132	34,610
	介護保険料	48,935	47,768	49,281	52,428	54,138
小計		439,505	399,816	392,173	383,887	395,762
合計		1,812,279	1,862,140	1,902,562	1,631,242	1,689,140

※コンビニ収納件数には、モバイルレジ・電子マネーによる収納を含む。